

野田村

要望月日	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7月19日	<p>1 県道の整備促進について</p> <p>東日本大震災の大津波により、国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となり、救援活動に支障をきたしたほか、生活道路としての利用が閉ざされ、住民生活にも支障をきたしたところがあります。</p> <p>そのような中、主要地方道野田山形線につきましては、村中心部を通過していた一部を浸水想定区域外に付け替える等の整備をいただいたところではありますが、当該路線は、県としても内陸部と沿岸北部を結ぶ重要な役割を担う幹線道路と位置付けていることから、引き続き、狭隘部分の拡幅整備を進めていただきますよう要望いたします。</p> <p>また、県道野田長内線（広内～中沢地区）は、震災後数日間にわたり通行不能となったほか、低気圧などによる高潮の際にも通行に危険な状態となり、迂回路にも苦慮しております。</p> <p>昨年度からの繰り越し事業で、一部越波対策を講じていただきましたが、地元住民からの強い要望もあることから、引き続き災害に強い道路として整備を継続していただきますよう要望いたします。</p>	<p>1 主要地方道野田山形線の狭隘(きょうあい)部分の拡幅整備については、早期の整備は難しい状況ですが、今後の交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p> <p>2 一般県道野田長内線の御要望区間については、波浪による越波対策として、平成26年度までに現道沿いの区間に消波ブロックを設置したところですが、その後も越波による通行止めが発生している状況から、令和2年12月に更なる越波対策に着手し、令和4年3月に完了しました。(A)</p>	県北広域振興局	土木部	A：1 C：1

7月19日	<p>2 津波・高潮対策施設の更なる拡張整備について</p> <p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について 震災で破壊された海岸防潮堤の復旧事業を実施していただきましたが、新たに内閣府より日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震による津波の可能性も示されており、被災地の安心・安全なまちづくりや住民の生命財産を守るため、防災・減災の観点から、国道45号の嵩上げ等、更なる対策を講じていただきますようお願いいたします。</p> <p>(2) 下安家地区の津波・洪水対策について 下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、以来、地区住民は地震発生の都度津波への恐怖心を募らせており、県においては平成17年度から当地域の津波対策を検討されているところであります。 しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられていない状況のまま、東日本大震災大津波のほか、平成28年に襲来した台風第10号により、村道や家屋のほか、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。 復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされているものの、新たに内閣府より日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震による津波の浸水想定が示されるなど、地域住民や漁業関係者は依然として津波や洪水への不安を募らせている状況であり、水門等の津波対策や河川、さけ・ますふ化場への洪水対策などを早急に講じていただきますようお願いいたします。</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が令和2年度に完成したところです。 また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工し、令和2年度に完成したことで、県が予定していた防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業は完了したところです。 日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震など、最大クラスの津波に対しては、ハードとソフトを適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方によって、地域の安全の確保を図ることとしています。(A)</p> <p>(2) 下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々との意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところです。 一方で、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を考えておりますのでご理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えております。(C) また、洪水対策については、台風第10号の出水により浸水被害を受けた家屋等を守るため、平成30年度から進めてきた治水対策の検討を踏まえ、今後、貴村や地域の方々の意見をいただきながら整備に向けて取り組んでいきます。(A)</p>	県北広域振興局	土木部、林務部	A : 2 C : 1
-------	---	---	---------	---------	----------------

7月19日	<p>3 海岸保全対策について</p> <p>当村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。</p> <p>十府ヶ浦海岸においては海岸防潮堤への影響、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがありますので、早急に対策を講じていただきますよう強く要望いたします。</p> <p>また、十府ヶ浦海岸の砂浜の再生につきましても、早急に対策を講じていただきますよう要望いたします。</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事が完成したところです。</p> <p>砂浜の侵食については、養浜材として、令和元年度に久慈港の凌渫土砂約15,000m³及び令和2年度に防潮堤工事の仮締切土砂等（野田海岸の床掘発生土等）約25,000m³の投入を行っており、現在は、東日本大震災前と同程度の砂浜を有している状況です。なお、今後も汀線の状況を注視していきます。(A)</p> <p>野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため令和元年度に測量調査を実施したところであり、令和3年度は引き続き調査を実施することとしています。また、毎月実施している海岸パトロールと併せて、今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	A : 1 C : 1
-------	--	--	---------	-----	----------------

7月19日	<p>4 河川の整備促進及び浸水被害対策について</p> <p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について</p> <p>当村の中心市街地である城内地区は浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了しております。</p> <p>昨年までに、村道前田小田川線沿いに二級河川明内川分流河川整備を実施していただきましたが、平成28年の台風第10号では、この整備区間の上流部で越流し、家屋への浸水被害が発生しております。また、令和元年の台風第19号では、二級河川宇部川において越水が確認されております。</p> <p>城内地区の浸水対策は、現分流河川整備箇所の上に上流部で計画されている分流河川整備が完成して初めてその効果を発揮するものと認識しております。</p> <p>台風第10号による災害の発生状況及び浸水被害状況に鑑み、直ちに上流部の分流河川整備に着手していただきますよう強く要望いたします。</p> <p>また、台風第19号では二級河川宇部川の堤防から越水し、家屋への浸水被害も発生していることから、堤防の嵩上げ及び法面のコンクリート被覆等対策を進めるとともに、二級河川明内川及び泉沢川を含めた計画高水流量の流下能力を満たす断面確保のための河道掘削を実施いただきますよう強く要望いたします。</p>	<p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について</p> <p>二級河川明内川の分流河川整備については、村道前田小田川線沿いに分水工及び分水路が令和2年度に完成したところです。</p> <p>明内川上流部の放水路整備については、大規模な予算が必要となる事業であるため、県内全体の事業予算枠の中で、早期の整備効果発現を視野に入れながら他河川との事業投資バランスを考える必要がありますが、事業着手に向けた予算確保を目指していきます。</p> <p>(B)</p> <p>また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、河道内の土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所を優先的に流下能力の確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施し、令和2年度は宇部川上流部の河道掘削を実施したところです。</p> <p>宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、掘削土を活用した植生土のう積を実施したところです。</p> <p>今年度は、まず宇部川(野田地区)において更なる河道掘削が可能か調査を行い、一部区間の河道掘削を実施しております。(A)</p> <p>今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、計画的に堆積土砂の撤去や支障木除去を進めていきます。(B)</p>	<p>県北広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A : 3 B : 2 C : 1</p>
-------	--	--	----------------	------------	----------------------------------

	<p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について 当村の城内地区津波復興土地区画整理事業につきましては、平成29年度に事業が完了したところであり、土地区画整理事業の実施にあたり、浸水被害多発地区である城内地区の浸水被害軽減のための対策も併せて実施しているところであります。</p> <p>こうした対策もあり、平成28年の台風第10号では、かろうじて被害を免れたものの、この地区の浸水被害は、二級河川宇部川と明内川に挟まれた地形であることと、洪水及び波浪時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられます。</p> <p>河道掘削など対策を講じていただいておりますが、暫定的措置であることから、原因調査と、周辺小河川からの流入による内水を宇部川へ強制的に排水できる等の対策を早急に実施していただきますよう要望いたします。</p>	<p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について 県としても、旧秋田川に係る過去の内水(ないすい)による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しており、まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところです。(A)</p> <p>また、洪水時に周辺から旧秋田川に流入する内水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化に向けた調査・検討を進めて参ります。(C)</p> <p>なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計(危機管理型水位計)を設置し、令和2年度には宇部川に簡易型河川監視カメラを設置するなど、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、洪水に係る防災情報の充実強化を図っています。(A)</p>			
--	--	---	--	--	--

7月19日	<p>5 北岩手・北三陸横断道路整備促進について</p> <p>東日本大震災以降、県により復興道路と指定された三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線の3路線につきましては、移動時間を更に短縮した計画により整備が進められております。</p> <p>先般、岩手県新広域道路交通ビジョン計画中の「広域道路ネットワーク計画」に、(仮称)久慈内陸道路を構想路線として位置付けていただいたところです。</p> <p>県北地域を横断する高規格道路整備は、産業はもとより、防災、医療、観光と多面的な分野において地域の発展に寄与するとともに、岩手県全域を俯瞰した時に、県南地域の道路網との格差を是正する観点においても、必要不可欠であり非常に重要であると考えます。</p> <p>つきましては、この計画をさらに発展させ、早急に整備に向けた国との調整を進めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>県北地域の道路ネットワークの強化は、県としてもその必要性、重要性を強く認識しており、令和3年6月15日に策定した「岩手県広域道路交通計画」では、内陸と沿岸の拠点都市間を連絡する国道281号を「一般広域道路」として位置付けました。</p> <p>また、久慈市と盛岡市の連携強化に向け、将来の高規格道路を目指す構想路線として「(仮称)久慈内陸道路」を位置づけたところです。</p> <p>この計画を踏まえ、国道281号について、令和4年2月に久慈市「下川井」工区を供用するとともに、令和2年度に事業化した「案内～戸呂町口」工区の整備を進めているところであり、トンネル等の整備により、災害時にも機能する信頼性の高い道路となるよう取り組んでいきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	C : 1
7月19日	<p>6 子ども医療費助成事業に係る財政支援の拡充について</p> <p>当村では、少子化対策の一環として、高校生世代までの医療費を無料化しております。</p> <p>また、県内でもほとんどの市町村で県の基準を上回る助成を実施している状況であります。</p> <p>令和2年8月から現物給付の対象者が中学生まで拡大となったところですが、子ども医療費助成事業の補助対象医療費は入院については小学生まで、入院外は未就学児までとなっております。補助対象医療費の範囲を現物給付対象者の入院、入院外すべてに拡充するよう要望いたします。</p> <p>また、国保の国庫負担金等の減額調整措置は継続されており、その廃止について国に対する要望を継続ください併せて要望いたします。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、医療費助成の対象を小学校卒業の入院まで拡大したきたほか、現物給付の対象を順次拡大し、令和2年8月からは、中学生まで拡大したところです。</p> <p>医療費助成については、各市町村の政策的判断の下、単独事業として拡充されてきていますが、県としては、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきと考えているところです。</p> <p>県が助成対象を拡大する場合、多額の財源を確保する必要がありますが、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向も注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。(C)</p> <p>国庫負担金等の減額調整措置の廃止については、これまでも国に対し、県の政府予算提言・要望などにおいて要望しているところであり、引き続き要望を継続していきます。(A)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部	A : 1、 C : 1

7月19日	<p>7 被災者住宅再建に係る支援制度の延長及び拡充について</p> <p>復旧・復興事業は進捗しているものの、未だ希望する形での住宅再建ができていない被災者もあり、将来の復興に向けて、全ての被災者が公平・確実に住宅再建の各種支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間の延長を要望いたします。</p> <p>また、現行の制度では、住宅の自力再建の場合、国の被災者生活再建支援金が最大300万円支給されますが、住宅価格の高騰等により、その効果は十分とは言えない状況であります。</p> <p>被災者の自力再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の拡充について、国に強く要請するよう要望いたします。</p> <p>[住宅再建に係る各種支援制度] 生活再建住宅支援事業（県） 令和5年3月31日まで （被災者住宅再建事業費補助（県） 令和5年3月31日まで） 被災家屋等太陽光発電導入費補助金（県） 受付：令和4年3月10日まで</p>	<p>○ 住宅再建に係る各種支援制度の申請期間の延長について</p> <p>生活再建住宅支援事業のうち復興住宅新築補助及び利子補給並びに被災者住宅再建支援事業費補助については、令和2年12月に、申請期間を令和4年度まで延長する旨を決定し、継続して事業を実施する市町村に対して補助を行うこととしました。今後とも住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、事業を進めていきます。（B）</p> <p>また、県の被災家屋等太陽光発電導入費補助については、被災者の状況等を勘案し、ながら毎年度、次年度以降の事業継続について検討を行っているところであり今後、令和4年度まで事業を継続することとしています。（A）</p> <p>○ 被災者生活再建支援金（加算支援金）拡充に係る国への要望について</p> <p>被災者生活再建支援金を工事単価の上昇に対応して増額するよう、これまでも国に対し要望してきたところであり、本年度においても令和3年6月17日に知事から関係省庁に対して要望しております。</p> <p>今後の国の動向を注視しつつ、必要に応じて引き続き国に対し、被災者生活再建支援制度の支援の拡充について、強く要望していきます。（A）</p>	県北広域振興局	経営企画部、土木部	A：2 B：1
-------	--	---	---------	-----------	------------

7月19日	<p>8 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援の拡充について</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を下支えするため、岩手県と市町村が連携して家賃補助等を講じたところですが、東日本大震災の大津波、台風等、度重なる災害により甚大な被害を受けてきた当村では、その復興の過程において、被災した店舗を自力再建した事業者も数多く、依然として先が見通せない状況が続いております。</p> <p>また、本村の基幹産業である第1次産業においても、販路の急激な減少と事態の長期化は、生産者の生活を直撃しております。</p> <p>家賃補助の対象とならないこれらの事業者においても、事業を継続する上での固定費の負担は経営を圧迫しており、また、災害からの復旧・復興に要した費用の返済等による経営への影響も残っている中での新型コロナウイルス感染症拡大は、事業継続への課題というだけではなく、基本的な生活を維持する上で大きな負担となっております。</p> <p>そのような状況を踏まえ、事業者を下支えし、同感染症収束後を見据えた活動を支援する施策の継続及び拡充について、早急に検討及び実施していただきますよう強く要望いたします。</p>	<p>県では、新型コロナウイルス感染症対策については、国、市町村のほか、団体や企業、地域、個人などのあらゆる主体と連携しながら取り組んでいるところです。</p> <p>昨年度は、市町村と連携した中小企業者等への家賃補助のほか、資金繰りに対する支援、感染症対策や業態転換等に取り組む事業者に対する支援金の支給などに取り組むとともに、県産牛肉・地鶏・ホタテガイの学校給食への無償提供等の取組により、農林水産物の需要喚起・消費拡大などの対策を講じてきたところです。</p> <p>今年度は、感染症対策や業態転換等に取り組む事業者に対する支援金の支給を継続するほか、感染症対策に取り組む飲食店の認証制度の導入、「いわての食応援プロジェクト」や「いわて旅応援プロジェクト」による飲食店や観光・宿泊事業者への支援、県北地域の飲食店等が開催するイベント等の経費に対する支援など、地域の需要喚起に取り組んでいます。</p> <p>国に対しても、事業者等の事業継続や農林水産物の消費拡大に向けた支援など、財源の確保を要望し、事業者の事業の継続・回復を支援する事業復活支援金などの措置が講じられたところです。</p> <p>今後も引き続き、市町村等と力を合わせ、事業者の事業の継続、地域経済の活性化に取り組んでいきます。(B)</p>	県北広域振興局	経営企画部、農政部、林務部、水産部	B : 1
-------	--	---	---------	-------------------	-------

7月19日	<p>9 新型コロナウイルスワクチン接種体制の支援と加速化について</p> <p>新型コロナウイルスがまん延し、死亡者が増加傾向にある中、住民への新型コロナウイルスワクチン接種は、命にかかわる重要な事業となっております。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法において、住民への接種は市町村が行うこととなっておりますが、高齢者から若者までワクチン接種の早期完了はすべての人々の願いです。</p> <p>接種対象者すべての住民が一日も早くワクチン接種完了できるよう、医師や看護師の派遣など接種体制への支援を強化していただくよう要望いたします。</p> <p>また、首都圏での大規模接種や地方自治体間の予約システムは連携しておらず、二重予約による接種会場の混乱やワクチンが無駄になる恐れがあることから、接種予約に関する一元管理化について要望いたします。</p>	<p>県では、接種を希望する県民すべての方への11月末までの接種完了を目指し、市町村の接種体制の強化を図るため、本年6月1日に設置した「ワクチン接種・市町村支援チーム」により、医師会や県立病院等と連携した医療従事者の広域的な派遣調整を実施しており、市町村の集団接種会場における医療従事者確保の支援に取り組んでいるところです。</p> <p>今後においても、医療従事者の広域的な派遣調整などを継続しながら、市町村の接種の支援に取り組んでいきます。(A)</p> <p>接種予約の一元化については、市町村や医療機関に加え、国や県の大規模接種会場の予約状況を一元管理する必要があり、システム構築までに時間を要することや、各団体・各機関から合意を得る必要があることなど検討項目が多く、現状において実現することは困難な状況ですが、二重予約の防止に向けては、引き続き、県のホームページ等を通じて、県民に周知を図っていきます。(B)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部	A : 1、 B : 1
-------	---	---	---------	---------	--------------------